

## 沼津駅南口の市管理地の使用に関する募集要項

### 1 概要

沼津市では、沼津駅周辺の高架化の本格展開に伴い、駅周辺をヒト中心の魅力ある場所に再編するための計画を策定し、様々な取組が進められています。そのうちの1つとして、沼津駅南口すぐのUR都市機構が保有する旧西武百貨店本館跡地について、将来の駅前広場が整備されるまでの間において、新たな活動や交流が生まれる賑わいのある場所へと活用することを示しています。

その活用に至るまでの当面の期間において沼津市の管理地（以下「市管理地」という。）になったことから、沼津市南口の市管理地の使用に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市管理地の使用希望者を募集するための必要事項を定めます。

### 2 場所

沼津市大手町三丁目1番1 敷地面積 831.42 m<sup>2</sup>（別図参照）

### 3 使用可能期間

令和6年7月1日から令和6年10月31日まで

### 4 使用可能時間

午前8時から午後9時まで（準備、片付け、複数日に渡る資材存置期間は含まない）

### 5 使用料

無償

### 6 使用内容の条件

使用内容は下記の全てを満たすこととする。

- ① 沼津駅周辺のまちづくりに資する活動とすること。
- ② 市民に不快感や嫌悪感を与えないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第5項に該当する風俗営業又は性風俗関連特殊営業その他これらに類するものでないこと。
- ④ 政治的又は宗教的な活動でないこと。
- ⑤ 青少年等に有害な影響を与えないこと。
- ⑥ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう使用でないこと。
- ⑦ その他、目的にそぐわないと市が判断したものではないこと。

## 7 応募資格

応募できる使用者は下記の全てを満たす者とする。

- ① 目的を理解し、市が求める利用状況等の調査に協力できること。
- ② 使用にあたり、法令により必要な許可、資格等を有すること。
- ③ 沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。

## 8 応募方法

### (1) 申請書の提出

使用希望者は「沼津駅南口の市管理地の使用申請書（要綱の第1号様式）」を、使用希望日の2週間前までに持参又はメールにて提出してください。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとします。

### (2) 応募期間

令和6年7月1日から令和6年10月16日まで

### (3) 提出先

「11 問い合わせ先」に提出してください。

### (4) 応募上の注意

- ① 使用内容や空き状況等を事前に確認しますので、応募前にご相談ください。
- ② 現地を確認してから応募してください。
- ③ 法令により必要な許可、資格等がある場合は、その内容が分かる写しを添付してください。

## 9 使用承諾の決定

申請書を受理後、その内容を確認して承諾の可否を判断し、応募後1週間以内に「沼津駅南口の市管理地の使用承諾書（要綱の第2号様式）」により申請者に通知します。

## 10 使用上の注意

- (1) 承諾された使用内容以外で使用しないこと。
- (2) 水や電源は応募者にて用意すること。
- (3) 常に善良なる管理者の注意をもって管理し、その使用に当たっては、他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 工作物等の定着物を設置しようとする場合は、あらかじめ、書面をもって市の承認を受けること。
- (5) 使用者の責めに帰すべき事由により市管理地を損傷した場合は、直ちに市に報告するとともに原状に回復すること。

- (6) 市管理地を転貸し、又は担保に供さないこと。
- (7) 使用承諾条件の違反等により使用承諾を取消された場合は、直ちに原状に回復して明け渡し、その取消しにより使用者に損失が生じても、市にその補償を請求しないこと。
- (8) 市管理地内で事故等が発生した場合は、直ちに使用を中止するとともに、速やかに市に報告すること。
- (9) 使用者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (10) 使用内容の変更や使用を中止したい場合は、市の指示を仰ぐこと。
- (11) 使用した後は、使用期間満了の日時までに原状に回復して明け渡すこと。

## 11 問い合わせ先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係

担当：臼井、筑城（つゆき）

住所：〒410-8601 沼津市御幸町 16- 1

電話：055-934-4886（直通）

E-mail：ppp@city.numazu.lg.jp

別 図

市管理地

